

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年4月10日

大阪税関長 高木 隆

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
三和澱粉工業株式会社 奈良県橿原市雲梯町594番地	三和澱粉工業株式会社 本社工場 奈良県橿原市雲梯町596番地、8番地	自 平成30年5月1日 至 平成33年4月30日